

秋田県がん診療施設設備整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 秋田県がん診療施設設備整備事業費補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、県内のがん診療連携拠点病院等において必要な、がんの診断及び治療に用いる機器の設備に要する経費に対し助成する。

(交付額の算出方法)

第3 この補助金は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める補助事業について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付決定の下限)

第4 第3により1品又は1か所につき算出された額が、別表第5欄に定める下限額に満たない設備については、交付決定を行わないものとする。

(申請手続)

第5 この補助金交付の申請は、様式1による申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 補助事業等の着工（発注を含む。）について、やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に着工する必要がある、かつ、当該着工が妥当である場合は、補助金等交付申請者は、あらかじめ知事の適正な指導を受けた上で、当該着工の理由を明記した交付決定前着工届（様式7）を知事に提出するものとする。
- (2) 前項の規定により補助金等の交付決定前に着工しようとする者は、補助金等の交付決定が確実となってから着工するものとする。この場合において、当該着工について知事は一切の責任を負わず、当該者は、当該着工にかかる全ての損失等は自らの責任であることを了知して着工するものとする。

(交付の条件)

第6 補助金の交付を決定するにあたっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この補助金を交付される者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合は様式2によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - ア 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
 - イ 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
 - ウ 事業を中止又は廃止する場合
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となり、事業を中止又は廃止する場合は、様式3により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに財産の価格が単価

50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄、取り壊しをしてはならない。

- (4) 知事の承認を受けて、その財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式5により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を県に納付させることがある。

- (8) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助金の概算払）

第7 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができるものとする。

（実績報告）

第8 この補助事業に係る事業が完了したときには、様式6により事業実績報告書を、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第6(1)ウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日）又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（施行期日）

この要綱は、平成27年10月8日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月6日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

別表

1 補助事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
がん診療施設設備整備事業	1か所当たり 32,400 千円 (ただし、1品目の価格が 54,000 千円を超えるものについては、32,400 千円を超えない範囲で加算する。)	がん診療連携拠点病院等として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費	3分の1	1品につき 100 千円